

平成 27 年度第 2 回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成 28 年 2 月 24 日（水）13 時 30 分から 15 時 00 分
開催場所	河南町役場庁舎 2 階庁議室
出席者	委員 3 名 町長、副町長、総務部長、健康福祉部長 総務部総務課長、総務部施設整備担当課長 総務部理事兼契約検査室長、契約検査室職員 2 名
議事概要	<p>平成 27 年度第 2 回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。</p> <p>【該当期間：平成 27 年 8 月 1 日から 12 月 31 日まで】</p> <p>1. 指名停止措置の運用状況について 今回該当期間内での 4 件の指名停止措置について事務局から報告があり、特に質問及び意見等はありませんでした。</p> <p>2. 談合情報等の処理状況について 該当期間内での談合情報はありませんでした。</p> <p>3. 入札・契約状況及び抽出事案について 今回該当期間内に町が契約締結した 130 万円を超える工事、50 万円を超える委託及び 80 万円を超える物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件 50 件の中から任意抽出された次の 9 件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について担当部局及び契約検査室より説明し、審議が行われました。</p> <p>(1) 抽出事案</p> <p>① 河南町農村環境改善センター太陽光発電設備設置工事 (契約金額 26,733,240 円)</p> <p>② 河南町農村環境改善センター屋根改修その他工事 (契約金額 25,758,000 円)</p> <p>③ 平成 27 年度社会保障・税番号制度システム整備委託 (番号連携サーバ及び庁内ネットワーク) (契約金額 19,247,220 円)</p> <p>④ 平成 27 年度社会保障・税番号制度システム整備委託 (後期高齢者医療・介護保険) (契約金額 6,588,000 円)</p> <p>⑤ 平成 27 年度社会保障・税番号制度システム整備委託 (健康管理) (契約金額 1,944,000 円)</p> <p>⑥ 平成 27 年度社会保障・税番号制度システム整備委託 (児童手当・子ども子育て支援) (契約金額 4,733,600 円)</p> <p>⑦ 平成 27 年度社会保障・税番号制度システム整備委託 (国民年金・国民健康保険) (契約金額 4,919,400 円)</p> <p>⑧ 平成 27 年度社会保障・税番号制度システム整備委託 (滞納管理) (契約金額 1,058,400 円)</p>

⑨ 平成 27 年度社会保障・税番号制度システム整備委託

(財務会計・人事給与)

(契約金額 540,000 円)

※③～⑨の 7 件については、社会保障・税番号制度システム整備を分割契約したものであるため、一括で抽出された。

(2) 主な質問及び意見

① の抽出事案についての質疑

【抽出理由】

一般競争対象案件中、契約金額が 1 番高かったことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・仕様にある太陽光設備の出力 20kw は、どのようにして決められたのか。また、全額補助金対象であるが、設置パネルの枚数や出力に対する補助金の制限はあったのか。

(回答) 補助金の制限に明確な記載はありませんが、今回の補助事業の要件として、「災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、避難所施設として最低限の機能を維持することを目的とする。」とされていたことから、最低限必要な電力に見合った出力が限度となります。この要件をもとに、災害時に最低限度必要となる電気量（照明、コンセント、換気扇等）の拾い出しを行い、夜間で約 16kw、昼間で約 32kw 必要であると算出され、ロスや余裕率を勘案した結果、出力は 20kw としました。また、建物屋上南面の設置有効面積が限られており、設置できるパネルの枚数から必然的に 20kw となりました。

- ・工事は既に完成しているのか。

(回答) 設置工事自体は既に完了しています。

- ・発電状況の確認は行ったのか。

(回答) 明日（2月25日（木））に関西電力立会のもと実施予定です。

- ・設計金額において、太陽光パネルと蓄電池それぞれの機器が占める金額の割合はどの程度か。

(回答) 太陽光パネルの機器費が約 15%で設計額は 480 万円程度、蓄電池設備の機器費が約 30%で設計額は約 1,000 万円程度となっています。

- ・今回の補助金は 1 回きりで、今後、老朽化に伴う修繕等は町の費用で行うことになるのか。

(回答) 設置後の維持管理については、町の費用となります。設置枚数が多くなれば、維持管理費が高くなります。

- ・設計金額はどのように算出されたのか。

(回答) 市販されているコスト情報等の建設積算雑誌及び国交省の公共建築工事積算基準をもとに積算しています。また、機器等につきましては、4 社の太陽光パネル主要メーカーから比較見積りを徴集し、太陽光パネル及び蓄電池設備それぞれで 1 番安価であったメーカーの金額を設計金額として採用しています。

- ・実際に施工された機器のメーカーは、設計時に採用した機器のメーカーとな

ったのか。

(回答) 蓄電池設備は設計時と同じメーカーの機器を設置していますが、太陽光パネルは設計時と異なるメーカーの機器で設置しています。

・各メーカーの金額に大きな差はあったのか。

(回答) 太陽光パネル1枚あたりの出力ワット数が各メーカーによりそれぞれ異なりますが、大きな金額の差はありませんでした。

・発注の際にメーカーの指定はされていたのか。

(回答) 蓄電池については、メーカーを指定しています。

・応札金額が最低制限価格で数社あり、クジによる落札となったのは、機器のメーカー指定が関係していると考えられるのか。

(回答) 蓄電池設備についてメーカーを指定していますが、事前の承認があれば同等品を認めています。ただ、応札者としては、積算を行う期間も限られており、仕様書に指定メーカーが記載されていることから、まずその指定メーカーで積算を行うものと考えられます。また、太陽光パネルについてはメーカーを指定していませんが、海外メーカー機器を設置した場合の不具合発生時の対応等を考慮し、主要な国内メーカーであることを条件としていること等から、応札者で見積りを取った結果、複数者が同額の横並びとなったと考えられ、機器の指定によるものではないと思われます。

・応札金額が2者だけ違うが、考えられる理由は。

(回答) 取引メーカーからの仕入れ値の差によるものと考えられます。

・工事は完了しているが、災害発生まで発電した電力は必要ないのでは。

(回答) 通常時は、常用電力として各所の照明等に使用しています。

・売電はしていないのか。

(回答) 発電した電力を売電することで生じる利益と補助金との二重取りとなることから、売電はできないことになっています。

② の抽出事案について

【抽出理由】

随意契約対象案件中、契約金額が1番大きく、河南町農村環境改善センター改修関連工事であることから、随意契約にした経緯・経過の説明を受けたいことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

・随意契約での契約締結前に当初の契約が解除に至っていますが、当初の契約業者との契約金額及び契約解除時の出来高状況について説明ください。

(回答) まず、当初に契約し解除となった業者との契約金額は37,698,480円、それに対する出来高金額は15,330,600円で、差し引き22,367,880円が残っていましたが、契約解除に伴い、今回新たに随意契約で契約金額25,758,000円となったことで、3,390,120円の増額となりました。この理由としましては、当初に契約した業者は最低落札価格で受注しており、2番手の落札候補者との金額差が約600万円もあり、契約解除後の随意契約に係る見積徴集でも約

340万円の差があり、残工事費ではどの業者も施工できないとのことでした。
なお、この増額となった工事費用は、違約金内で賄われております。

- ・下請代金は正当に支払われていたのか。

(回答) 下請業者からは、現在のところ町への問い合わせはありません。

- ・下請代金の未払いによる工事代金の上乗せ等の話はなかったのか。

(回答) ありませんでした。また、契約解除をするにあたり、既に支払いを行っていた前払金について、下請業者へ支払われているとのことから契約解除を進めていった経緯もあります。

- ・補助金の事業で、このような結果となったことに問題はないのか。

(回答) 補助金の対象となっているのは「太陽光発電設備設置工事」のみで、今回の屋根改修工事は対象外となっています。また、仮に対象事業であったとしても、契約書に基づく契約解除、地方自治法に基づく随意契約等、適正な事務手続きを行っているため問題はないと考えております。なお、これらの手続きについては、町顧問弁護士や大阪府契約局に確認を行いながら進めたところであります。

- ・屋根改修工事と太陽光発電設備設置工事を分離・分割発注するとの説明であったことから、両方の事業とも補助金の対象事業だと思っていたが、屋根改修工事は対象外なのか。

(回答) 分割発注した理由としましては、補助金の対象と対象外に分けました。また、国等から「中小企業者の受注機会の確保のため、可能な限り分離・分割して発注」するよう要請されており、今回の工事順序として、屋根の改修工事が完了しなければ太陽光パネルが設置できないこともあり、分界点が明確なことから分離・分割して発注を行いました。

③ の抽出事案について

【抽出理由】

随意契約対象案件中、社会保障・税番号制度システム整備を7件に分割契約された経緯及び整備内容について、説明を受けたいとのことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・財務会計・人事給与システムは町職員のためのシステムと思われるが、これもマイナンバーと関係しているのか。

(回答) 職員と報酬を支払っている個人に対し、事業者として源泉徴収票等の発行や管理等を行うシステムです。

- ・設計金額はどのように算定されたのか。

(回答) 各事業者から見積りを徴集するとともに、システム改修業務の提案をさせ、その業務に必要な作業量及び時間数を算定しています。また、府内の他の自治体におけるシステム改修等に係る調査による作業単価を掛け合わせて積算を行いました。

- ・見積りを徴収した事業者は、各システムの導入事業者ということか。

(回答) 法律の改正内容により、こういった機能が必要かというところと、その機能を実現するためにどのようなプログラム改修が必要かというところを提案いただくため、システム導入事業者から見積りを徴集し、そこから作業量等を算定しました。

- ・導入事業者やその関連会社以外の事業者からの見積りは徴集していないのか。

(回答) 導入事業者でしか作業は行えないものではあります、金額が大きいことから、大阪府で各団体の改修費用を取りまとめているので、同程度の人口の他市町村の改修費用も参考とし進めていったところです。

- ・マイナンバーに係るシステム改修は、これで全て完了したのか。

(回答) システム自体の改修は完了しました。情報連携の開始が少し先になるため、それに向けたテストやリハーサル等の作業が来年以降となります。

- ・7つのシステムのうち、5つのシステムは同一の事業者が開発しており、「開発事業者でしか改修できない」という理由から随意契約としていますが、何故一括発注とせず、各システムを分割発注としたのか。

(回答) 各システムの要領は、所管の省庁の法令により決定されることになっており、詳細な仕様等が通知されるタイミングが違うことから、決定されたものから順次改修を行わないと平成28年1月1日からのマイナンバー運用開始に間に合わないため、分割して発注しました。

(3) 審議の結果

抽出審議した9件の案件について、入札及び契約状況は概ね適正な手続で行われたと認められました。

4. 委員会による意見の具申又は勧告

無し

5. その他

次回 平成28年度第1回河南町入札監視委員会開催日時
平成28年9月28日(水) 午後1時30分から

6. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査室 電話番号 0721-93-2500 (内線 360・361)